

(証券コード 5341)

2025年2月12日

株 主 各 位

大阪府中央区常盤町一丁目3番8号

ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

代表取締役会長兼
社長グループCEO

星 野 和 也

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asahieito-holdings.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、TOPページより「IR情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5341/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ASAHI EITOホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「5341」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年2月26日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年2月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか（8階 第3会議室）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第74期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイト並びに東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{※1}をスマートフォン等^{※2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2025年2月26日（水曜日）午後5時30分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

事業報告

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本及び世界経済は、雇用や所得の改善やインバウンド需要により緩やかな景気回復が見られる一方、原材料価格の高騰や円安による物価上昇、国際的な情勢の不安は長期化しており、依然として先行きの不確実性の高い状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続き『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本的経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

当連結会計年度においては、売上高についてはコロナ禍以前の状況に回復してきたものの、原材料価格の高騰や円安による売上原価並びに販売費及び一般管理費の上昇により収益を回復することができませんでした。

アサヒ衛陶株式会社内に「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業が協力体制の元、「リノベーション・リフォーム事業」を開始しました。

また、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,967百万円(前期比12.8%増加)、営業損失は320百万円(前期は470百万円の営業損失)、経常損失は318百万円(前期は488百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は374百万円(前期は623百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度よりセグメントを分けております。当社グループは、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』という基本方針のもと、住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと

暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

これに伴い当社グループの組織管理区分の見直しを行ったため、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「住まい事業」、「暮らし事業」、「投資事業」の3区分に変更しております。

なお、前期のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

イ. 住まい事業

住まい事業では、衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売を行っております。売上高は、2,500百万円(前期比24.0%増加)、営業損失は、349百万円(前期は417百万円の営業損失)となりました。

ロ. 暮らし事業

暮らし事業では、リフォーム、リノベーション及びリサイクル、施設管理を行っております。売上高は、1,460百万円(前期比2.3%減少)、営業利益は20百万円(前期は45百万円の営業損失)となりました。

ハ. 投資事業

投資事業では、M&A及び不動産賃貸を行っております。売上高は、6百万円(前期比増減なし)、営業利益は0百万円(前期は13百万円の営業損失)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、新たに実施いたしました重要な設備投資はありません。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当により572,000株の新株式を発行及び第5回新株予約権が4,903個権利行使されたことにより、それぞれ200百万円及び214百万円の資金調達を行っております。

④重要な組織再編等の状況

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社チャミ・コーポレーションの株式の全部を譲渡したことにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。また、当社の連結子会社であるフラグシップス株式会社の株式を全部取得し、同社は完全子会社となりました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 71 期 (2020. 12～ 2021. 11)	第 72 期 (2021. 12～ 2022. 11)	第 73 期 (2022. 12～ 2023. 11)	第 74 期 (当連結会計年度) (2023. 12～ 2024. 11)
売 上 高 (百万円)	1,765	2,282	3,517	3,967
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	6	△158	△488	△318
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△41	△163	△623	△374
1株当たり当期純損失(△) (円)	△13.54	△49.46	△153.76	△74.55
総 資 産 (百万円)	2,053	2,072	2,787	2,551
純 資 産 (百万円)	1,140	1,210	1,174	1,087
1株当たり純資産額 (円)	359.86	321.75	216.55	169.44

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 71 期 (2020. 12～ 2021. 11)	第 72 期 (2021. 12～ 2022. 11)	第 73 期 (2022. 12～ 2023. 11)	第 74 期 (当事業年度) (2023. 12～ 2024. 11)
売 上 高 (百万円)	1, 755	1, 800	1, 091	170
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△0	△173	△254	17
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△45	△193	△367	△582
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△14. 60	△58. 47	△90. 60	△115. 80
総 資 産 (百万円)	2, 046	1, 928	1, 807	1, 446
純 資 産 (百万円)	1, 146	1, 202	1, 400	1, 197
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	361. 59	323. 76	275. 45	193. 04

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降の事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2023年6月1日付で商号変更を行い、新設分割により持株会社へ移行しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
アサヒ衛陶株式会社	10,000千円	100.00%	衛生機器及び洗面機器の製造・販売
VINA ASAHI CO., LTD.	42,351千円	100.00%	住宅設備機器の販売
株式会社アサヒホームテクノ	50,000千円	100.00%	住宅設備機器の販売及び施工
アサヒニノス株式会社	23,160千円	86.40%	リサイクル事業及び不動産事業
山本窯業化工株式会社	97,500千円	100.00%	建築仕上塗材の開発・製造・販売
アサヒエレベーション株式会社	3,000千円	51.00%	住宅設備機器の施工及び建築物の内外装
フラグシップス株式会社	5,000千円	100.00%	ドローンスクール、保育園運営、ビル管理組合運営

(注) 1. 2024年8月30日付で株式会社チャミ・コーポレーションの株式の全部を譲渡いたしました。

2. 2024年9月13日付でフラグシップス株式会社の株式を全部取得し、完全子会社といたしました。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アサヒ衛陶株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府中央区常盤町1丁目3-8
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	404百万円
当社の総資産額	1,446百万円

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における日本及び世界経済は、雇用や所得の改善やインバウンド需要により緩やかな景気回復が見られる一方、原材料価格の高騰や円安による物価上昇、国際的な情勢の不安は長期化しており、依然として先行きの不確実性の高い状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続き『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本的経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

このような厳しい経済環境の中、当社グループは、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

- ・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業が協力体制の元、2024年10月から「リノベーション・リフォーム事業」を開始しました。

また、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

- ・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2024年8月23日開催の取締役会において、2024年9月9日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

(5) 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売及びリサイクル事業並びに住宅設備機器の施工を行っております。

当社グループは、提供する製品・サービスの類似性等により事業セグメントを認識しており、「住まい事業」、「暮らし事業」、「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の概要は下記のとおりであります。

住まい事業：衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売

暮らし事業：リフォーム、リノベーション及びリサイクル、施設管理

投資事業：M&A及び不動産賃貸

(6) 主要な事業所（2024年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	大	阪	市 中 央 区

② 子会社の事業所

名	称	所	在	地
ア	サ ヒ 衛 陶 株 式 会 社	大	阪	市 中 央 区
V I N A	A S A H I C O . , L T D .	ベ	ト ナ ム	社 会 主 義 共 和 国
株 式 会 社	ア サ ヒ ホ ー ム テ ク ノ	大	阪	市 中 央 区
ア	サ ヒ ニ ノ ス 株 式 会 社	大	阪	市 中 央 区
山 本	窯 業 化 工 株 式 会 社	大	阪	府 吹 田 市
ア	サ ヒ エ レ ベ ー シ ョ ン 株 式 会 社	福	岡	市 中 央 区
フ	ラ グ シ ッ プ ス 株 式 会 社	大	阪	府 枚 方 市

(注) アサヒエレベーション株式会社は、令和6年6月25日付にて、本社を北九州市小倉北区から移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
住まい事業	98名(8名)	—
暮らし事業	45名(12名)	—
投資事業	—名(—名)	—
合計	143名(20名)	23名増(2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度よりセグメントを区分しております。そのため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であるため従業員はおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	334
株式会社池田泉州銀行	123
株式会社りそな銀行	79
枚方信用金庫	46
京都中央信用金庫	34
株式会社福岡中央銀行	33
株式会社みずほ銀行	12
株式会社西日本シティ銀行	5
株式会社三井住友銀行	3

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年11月30日現在）

① 発行可能株式総数 18,000,000株

② 発行済株式の総数 5,578,669株

(注) 第三者割当増資及び新株予約権の権利行使による新株式の発行により、発行済株式の総数は1,062,300株増加しております。

③ 株主数 2,449名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
G L O B A L S E M I C O N D U C T O R S P E C I A L G A S L I M I T E D	572,000	10.26
P H I L L I P S E C U R I T I E S (H O N G K O N G) L I M I T E D	225,800	4.05
楽 天 証 券 株 式 会 社	183,900	3.30
C H I N A G A L A X Y I N T E R N A T I O N A L S E C U R I T I E S (H O N G K O N G) C O . , L I M I T E D - M A R G I N C L I E N T A C C O U N T	141,800	2.54
星 野 和 也	135,600	2.43
金 井 和 彦	130,600	2.34
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	125,200	2.25
瀬 戸 口 正 章	125,000	2.24
江 田 尚 之	104,500	1.87
田 中 威 之	100,000	1.79

(注) 持株比率は、自己株式(2,231株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	発行価額	権利行使価額	権利行使期間
第7回新株予約権 (ストックオプション)	3,192個	1株当たり 13.70円	1株当たり 556円	2022年12月5日から 2032年12月4日まで
第8回新株予約権 (ストックオプション)	1,740個	1株当たり 22.25円	1株当たり 750円	2023年3月16日から 2033年3月15日まで
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1,450個	無償	1株当たり 1円	2023年3月17日から 2053年3月16日まで
第10回新株予約権	22,860個	1株当たり 1.24円	1株当たり 350円	2024年9月10日から 2026年9月9日まで

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類および数は、当社普通株式100株であります。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	
	新株予約権の数および目的となる株式の数	保有者数
第7回新株予約権 (ストックオプション)	2,196個 (219,600株)	4名
第8回新株予約権 (ストックオプション)	1,625個 (162,500株)	4名
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1,450個 (145,000株)	3名

(注) 監査等委員である取締役および社外取締役による保有はございません。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 グ ル ー プ C E O	星 野 和 也	セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 枚方パートナーシップス株式会社 代表取締役
取 締 役	浅 野 宣 之	アサヒニノス株式会社 取締役 AZアドバイザー株式会社 取締役 (旧株式会社マネージメントリファイン)
取 締 役	上 野 泰 志	アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・ 海外事業部長 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役 山本窯業化工株式会社 代表取締役
取 締 役	成 田 豊	アサヒニノス株式会社 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役
取 締 役	田 中 威 之	株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役
取 締 役	何 君 雄	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン 社外取締役 株式会社エーアイテイー 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表 アサヒ衛陶株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役何君雄氏、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が内部監査室との連携を強化して、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)三村淳司氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務、会計全般に関する知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)米津航氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、大阪国税局、税務署長の経験、税理士としての専門

的見地から、税務、財務会計に対する知見を有しております。

6. 取締役何君雄氏、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役何君雄氏、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

② 当事業年度中の取締役の異動

- イ. 2024年2月27日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、取締役 山口和秋氏は任期満了により退任いたしました。
- ロ. 2024年2月27日開催の第73回定時株主総会において、取締役 浅野宣之氏、上野泰志氏及び何君雄氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同様。)の報酬は、各取締役の業績への貢献や業務執行状況等を勘案して決定することとし、その内容は月例の固定報酬及び内規に基づく退職慰労金から構成されるものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

２．取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の個人別の報酬等については、以下のように決定・支給することとする。

- ・固定報酬

毎月一定の金額を支給することとし、各取締役の役位・職責・在任年数に応じて、当社の業績・従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

- ・業績連動報酬等

当社は、業績連動報酬等を支給していません。

- ・退職慰労金

2023年２月まで、内規に基づき毎月一定の金額の積み立てを行い、退任時に株主総会で退職慰労金の支給について決議を行った上で、取締役会にて業績への貢献や業務執行状況等を勘案し、具体的な支給金額の決議を行った後に支給を行うこととしておりましたが、2023年２月27日開催の定時株主総会にてご決議いただき、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行へ変更となったことに伴い、役員退職慰労金制度を廃止しております。

- ・非金銭報酬等

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであります。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「２．（２）② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

３．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役星野和也がその具体的内容について委任を受けることとする。その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会にて定めた報酬等総額の限度額の範囲内での固定報酬の決定についてである。これらの権限を委任した理由は、代表取締役が各取締役の職責を評価し報酬額を決定することが適していると判断したためであります。

ロ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額につき代表取締役が算定した金額・内容については、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認した上で決定していることから、取締役会としては当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	48,360 (1,350)	48,360 (1,350)	— (—)	— (—)	7名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	55,560 (8,550)	55,560 (8,550)	— (—)	— (—)	10名 (4名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
4. 取締役の報酬等の額には、2024年2月27日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役一名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	何 君 雄	—	—
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジ ャパン 社外取締役 株式会社エーアイティー 社外監査役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表 アサヒ衛陶株式会社 監査役	アサヒ衛陶株式会社は当社 が株式を100%保有する完 全子会社であります。

ロ．当事業年度の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	何 君 雄	2024年2月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、主にアジアパシフィック地域における投資銀行業務の専門家としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記以外の社内の会議にも参加して適宜助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回中12回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人アリア
- ② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	20,400
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,400

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、経営管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、経営管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。

また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に関係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の管理運営体制を構築している。

子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席および議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の議決権を有する監査等委員の職務の執行による監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

2023年2月27日開催の第72回定時株主総会においてご決議いただきました「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付ルール（買収防衛策）」に従って対応いたします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社

株式の大規模買付ルール（買収防衛策）の導入が必要であるとの結論に達しました。

Ⅲ. 取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、ます。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様我问うべく、当社株主総会を招集することができるものとし、ます。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、ます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたし、ます。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,719,517	流 動 負 債	632,762
現金及び預金	464,783	支払手形及び買掛金	212,223
電子記録債権	112,337	短期借入金	520
受取手形及び売掛金	503,318	1年内返済予定の長期借入金	120,711
商品及び製品	377,607	未払金	130,376
販売用不動産	90,056	未払費用	46,162
仕掛品	27,859	未払法人税等	23,390
原材料	75,245	未払消費税等	33,660
前渡金	42,007	賞与引当金	5,995
その他	40,941	製品保証引当金	6,475
貸倒引当金	△14,640	その他	53,245
固 定 資 産	832,163	固 定 負 債	831,793
有形固定資産	581,851	長期借入金	616,481
建物	54,311	退職給付に係る負債	157,886
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	1,800
工具、器具及び備品	4,047	預り営業保証金	30,860
土地	512,242	その他	24,765
リース資産	11,250	負 債 合 計	1,464,555
無形固定資産	104,743	(純 資 産 の 部)	
のれん	98,923	株 主 資 本	969,349
ソフトウェア	2,926	資 本 金	2,385,996
借地権	2,893	資 本 剰 余 金	896,925
投資その他の資産	145,568	利 益 剰 余 金	△2,311,525
投資不動産	60,415	自 己 株 式	△2,046
投資有価証券	5,092	その他の包括利益累計額	△24,477
出資金	370	その他有価証券	213
差入保証金	55,607	評価差額金	
生命保険積立金	1,001	為替換算調整勘定	△24,690
破産更生債権等	71,789	新株予約権	120,989
その他	23,081	非支配株主持分	21,263
貸倒引当金	△71,789	純 資 産 合 計	1,087,124
資 産 合 計	2,551,680	負債及び純資産合計	2,551,680

連 結 損 益 計 算 書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,967,802
売 上 原 価		2,739,485
売 上 総 利 益		1,228,316
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,548,922
営 業 損 失		320,605
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	209	
有 価 証 券 売 却 益	5,907	
そ の 他	27,918	34,036
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,614	
支 払 手 数 料	172	
そ の 他	26,135	31,922
経 常 損 失		318,492
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	37,900	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	1,191	39,091
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,167	
減 損 損 失	42,690	
子 会 社 株 式 売 却 損	4,720	64,578
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		343,979
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20,360	
法 人 税 等 調 整 額	△1,802	18,557
当 期 純 損 失		362,536
非支配株主に帰属する当期純利益		12,369
親会社株主に帰属する当期純損失		374,905

連結株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,178,290	776,081	△1,936,619	△2,005	1,015,746
当連結会計年度変動額					
新株の発行	100,100	100,100			200,200
新株の発行 (新株予約権の行使)	107,606	107,606			215,212
親会社株主に帰属する 当期純損失			△374,905		△374,905
自己株式の取得				△41	△41
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△86,861			△86,861
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	207,706	120,844	△374,905	△41	△46,396
当連結会計年度末残高	2,385,996	896,925	△2,311,525	△2,046	969,349

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	—	△38,181	△38,181	157,352	39,256	1,174,173
当連結会計年度変動額						
新株の発行						200,200
新株の発行 (新株予約権の行使)						215,212
親会社株主に帰属する 当期純損失						△374,905
自己株式の取得						△41
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△86,861
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	213	13,490	13,703	△36,363	△17,993	△40,652
当連結会計年度変動額合計	213	13,490	13,703	△36,363	△17,993	△87,049
当連結会計年度末残高	213	△24,690	△24,477	120,989	21,263	1,087,124

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業が協力体制の元、2024年10月から「リノベーション・リフォーム事業」を開始しました。

また、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2024年8月23日開催の取締役会において、2024年9月9日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

7 社
アサヒ衛陶株式会社
VINA ASAHI CO., LTD.
株式会社アサヒホームテクノ
アサヒニノス株式会社
アサヒエレベーション株式会社
フラグシップス株式会社
山本窯業化工株式会社

- ・連結の範囲の変更

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社
チャミ・コーポレーションの株式の全部を譲渡したこと
により、同社を連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

株式会社アサヒピュアケミ
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純
損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う
額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないた
め、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

株式会社アサヒピュアケミ
非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利
益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象
から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、
かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範
囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VINA ASAHI CO., LTD. 及び山本窯業化工株式会社の決算日は9月30日
であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日と
の間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会
社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～53年

工具、器具及び備品 2年～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の保証に備えるため、無償修理実績率により引当金を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

建設工事事業においては、主にリフォーム、リノベーション及び太陽光発電設備設置工事等を行っております。このような建設工事等については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短期な工事であることから、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（60か月）で均等償却しています。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	581,851千円
無形固定資産（のれんを除く）	5,819千円
のれん	98,923千円
減損損失	42,690千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、保有する固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値まで減損処理しております。

今後の事業計画や市場環境の変動等により、資産の使用範囲の変更や回収可能価額を著しく低下する事象が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産評価損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	377,607千円
販売用不動産	90,056千円
仕掛品	27,859千円
原材料	75,245千円
棚卸資産評価損	10,474千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると見込まれる在庫については、社内規定に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を連結損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると見込まれる在庫が増加する場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	35,852千円
土地	507,871千円
投資不動産	60,415千円
計	604,138千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金68,556千円及び長期借入金343,673千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

33,584千円

(3) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

電子記録債権	2,268千円
受取手形	3,687千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	4, 516, 369	1, 062, 300	—	5, 578, 669

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当増資による新株式の発行572,000株及び新株予約権の行使による新株式の発行490,300株によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2, 136	95	—	2, 231

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第5回新株予約権	普通株式	669, 000	—	669, 000	—	—
第7回新株予約権 (ストックオプションとしての新株予約権)	普通株式	319, 200	—	—	319, 200	4, 373
第8回新株予約権 (ストックオプションとしての新株予約権)	普通株式	174, 000	—	—	174, 000	3, 871
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権)	普通株式	195, 000	—	50, 000	145, 000	109, 910
第10回新株予約権	普通株式	—	2, 286, 000	—	2, 286, 000	2, 834

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針であります。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびに管理体制

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、経営管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の価格変動リスク及び発行体の財務リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、経営管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	1,503	1,503	—
資産計	1,503	1,503	—
長期借入金	737,193	713,647	△23,546
負債計	737,193	713,647	△23,546

(注) 1. 現金及び預金、電子記録債権、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金等は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

3. 市場価格のない株式等は、「其他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0
関係会社株式	3,400
その他	189
合計	3,589

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,503	—	—	1,503
資産計	1,503	—	—	1,503

②時価をもって連結貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	713,647	—	713,647
負債計	—	713,647	—	713,647

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	464,783	—	—	—
電子記録債権	112,337	—	—	—
受取手形及び売掛金	503,318	—	—	—
合計	1,080,439	—	—	—

(5) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内返済 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)
短期借入金	520	—	—	—	—	—
長期借入金	120,711	96,644	117,620	81,793	81,956	238,466

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
60,415千円	81,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産評価書に基づく金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	住まい事業	暮らし事業	投資事業	合計
衛生機器	1,057,077	—	—	1,057,077
洗面機器	781,345	—	—	781,345
リサイクル事業	—	118,541	—	118,541
建設工事等	662,407	1,014,501	—	1,676,909
サービス業	—	323,411	—	323,411
不動産事業	—	4,324	—	4,324
顧客との契約 から生じる収益	2,500,831	1,460,779	—	3,961,610
その他の収益	—	—	6,192	6,192
外部顧客への売 上高	2,500,831	1,460,779	6,192	3,967,802

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	169円44銭
(2) 1株当たり当期純損失	74円55銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	443,393	流 動 負 債	54,155
現金及び預金	140,412	1年内返済予定の 長期借入金	34,692
売 掛 金	19,030	前 受 金	567
短期貸付金	546,814	未 払 金	8,323
そ の 他	6,209	未 払 費 用	1,719
貸倒引当金	△269,073	未払法人税等	7,092
固 定 資 産	1,003,179	預 り 金	1,322
有形固定資産	255,732	賞 与 引 当 金	380
建 物	965	そ の 他	58
土 地	254,767	固 定 負 債	194,978
投資その他の資産	747,447	長期借入金	188,640
投資不動産	60,415	役員退職慰労引当金	1,800
投資有価証券	189	事業損失引当金	2,951
関係会社株式	675,086	そ の 他	1,587
差入保証金	11,756	負 債 合 計	249,134
資 産 合 計	1,446,573	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	1,076,449
		資 本 金	2,385,996
		資 本 剰 余 金	982,746
		資 本 準 備 金	982,746
		利 益 剰 余 金	△2,290,246
		その他利益剰余金	△2,290,246
		繰越利益剰余金	△2,290,246
		自 己 株 式	△2,046
		新 株 予 約 権	120,989
		純 資 産 合 計	1,197,439
		負債及び純資産合計	1,446,573

損 益 計 算 書

(2023年12月 1 日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		170,392
売 上 原 価		2,474
売 上 総 利 益		167,917
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		167,667
営 業 利 益		249
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	9,086	
そ の 他	18,426	27,513
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,545	
そ の 他	9,183	10,729
経 常 利 益		17,033
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	37,900	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	1,191	39,091
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	61,272	
子 会 社 株 式 評 価 損	572,855	
子 会 社 株 式 売 却 損	210	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,982	636,320
税 引 前 当 期 純 損 失		580,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,150	2,150
当 期 純 損 失		582,345

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,178,290	775,039	775,039	△1,707,900	△1,707,900	△2,005	1,243,424
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	100,100	100,100	100,100				200,200
新株の発行(新株 予 約 権 の 行 使)	107,606	107,606	107,606				215,212
当 期 純 損 失				△582,345	△582,345		△582,345
自 己 株 式 の 取 得						△41	△41
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)							—
当 期 変 動 額 合 計	207,706	207,706	207,706	△582,345	△582,345	△41	△166,974
当 期 末 残 高	2,385,996	982,746	982,746	△2,290,246	△2,290,246	△2,046	1,076,449

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	157,352	1,400,776
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		200,200
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		215,212
当 期 純 損 失		△582,345
自 己 株 式 の 取 得		△41
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	△36,363	△36,363
当 期 変 動 額 合 計	△36,363	△203,337
当 期 末 残 高	120,989	1,197,439

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当事業年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業が協力体制の元、2024年10月から「リノベーション・リフォーム事業」を開始しました。

また、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2024年8月23日開催の取締役会において、2024年9月9日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物

3～53年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌事業年度の支給予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

④ 事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるために、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社の主要な事業は、関係会社への経営指導及び経営管理であります。当社は、経営指導及び経営管理業務を履行する義務を負っており、当該経営指導料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

関係会社株式に係る評価損は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回収可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を子会社株式評価損として計上しております。

また、関係会社への貸付金の評価は、対象会社の財政状態および経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断した上で、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

これらの利益計画等は、過去の実績推移、外部環境や内部環境を加味するなど、一定の仮定を置いており、その仮定には不確実性が伴っております。これらの見積りに基づき、計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

短期貸付金	546,814千円
貸倒引当金	269,073千円
関係会社株式	675,086千円
子会社株式評価損	572,855千円

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	定期預金	15,852千円
	土地	254,767千円
	投資不動産	60,415千円
	計	331,034千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金34,692千円及び長期借入金188,640千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	49千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	569,428千円
短期金銭債務	150千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	175,463千円
売上高	164,200千円
販売費及び一般管理費	11,263千円
営業取引以外による取引高	16,047千円
受取利息	9,085千円
雑収入	6,775千円
支払利息	187千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	2,136	95	—	2,231

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	1,666千円
貸倒引当金	82,282千円
関係会社株式評価損	203,420千円
繰越欠損金	330,270千円
その他	76,241千円
繰延税金資産小計	693,881千円
評価性引当額	△693,881千円
繰延税金資産合計	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	アサヒ衛陶株式会社	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	155,507 74,076 120,000	短期貸付金 売掛金	155,507 11,000
子会社	VINA ASAHI CO., LTD.	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	256,976 212,115	短期貸付金	256,207
子会社	株式会社アサヒホームテクノ	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 経営管理	資金の貸付 資金の回収 売上高	18,100 18,100 2,400	短期貸付金 売掛金	18,100 3,520
子会社	アサヒスニノ株式会社	所有 直接86.4%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	90,000 60,000 2,400	短期貸付金 未払金	90,000 150
子会社	株式会社チャミ・コーポレーション（注3）	所有 直接50.8%	経営管理	売上高	4,000	—	—
子会社	アサヒエレベーション株式会社	所有 直接51.0%	経営管理	売上高	10,800	売掛金	990
子会社	フラグシップス株式会社	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	売上高	7,200	売掛金	660
子会社	山本窯業化工株式会社	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 資金の借入 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 資金の返済 売上高	60,000 33,000 70,000 17,400	短期貸付金 売掛金	27,000 2,860

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 売上高は、経営管理の負担度合等を勘案して決定しております。

3. 子会社への貸倒懸念債権（短期貸付金）に対し、269,073千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において61,272千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

4. 株式会社チャミ・コーポレーションは、同社の株式の全部を譲渡したことにより関連当事者に該当しなくなりました。なお、上記金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。議決権等の所有割合は、関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	193円04銭
(2) 1株当たり当期純損失	115円80銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

ASAHI EITOホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASAHI EITOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆

候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

ASAHI EITOホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月22日

ASAHI EITOホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 三 村 淳 司 ㊞

監 査 等 委 員 米 津 航 ㊞

監 査 等 委 員 棟 朝 英 美 ㊞

(注) 監査等委員三村淳司及び米津航並びに棟朝英美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ほしの かず や 星 野 和 也 (1980年12月5日生)	2005年3月 セブンスター貿易株式会社 創業 2007年5月 同社 代表取締役（現任） 2011年2月 eightloop株式会社 取締役（現任） 2020年7月 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 代表取締役 2021年4月 中小企業ホールディングス株式会社 (現：株式会社創建エース) 取締役 2021年11月 当社代表取締役会長 2022年1月 株式会社アサヒホームテクノ 取締役 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長 2023年6月 当社代表取締役会長兼社長グループ CEO（現任） 2023年10月 枚方パートナーシップス株式会社 代表 取締役（現任） (重要な兼職の状況) セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 枚方パートナーシップス株式会社 代表取締役	135,600株
【選任の理由】 星野和也氏は、当社の代表取締役会長兼社長グループCEOとして、住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへの転換を図るべく、事業の多様化を推進しました。 当社のアジアパシフィック地域における事業展開、異業種間のパートナーシップ構築には、強いリーダーシップが不可欠であり、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	あさ の のぶ ゆき 浅 野 宣 之 (1976年12月13日生)	1999年4月 富国生命保険相互会社 入社 2004年4月 みずほインベスターズ証券株式会社 (現：みずほ証券株式会社) 入社 2008年1月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2013年7月 上海阿模昂阿商務諮詢有限公司 董事長 2015年9月 株式会社ジャパンインベストメントアド バイザー 入社 2018年4月 名南M&A株式会社 入社 2023年6月 株式会社マネージメントリファイン (現：AZアドバイザリー株式会社) 代表取締役 2024年2月 当社取締役 (現任) 2024年2月 アサヒニノス株式会社 取締役 (現任) 2024年11月 AZアドバイザリー株式会社 取締役 (現 任) (重要な兼職の状況) アサヒニノス株式会社 取締役 AZアドバイザリー株式会社 取締役	一株
【選任の理由】 浅野宣之氏は、15年に亘るM&Aアドバイザリーの知識と経験、PMIノウハウを有します。今後の積極的なM&A指針とシナジー創出は、当社の中長期的企業価値の向上に資する と考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	う え の や す し 上 野 泰 志 (1968年2月3日生)	1992年7月 当社入社 2009年12月 当社大阪支店長 2010年12月 当社執行役員西日本営業部長 2011年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 2011年7月 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役（現任） 2011年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 2012年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2013年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 2014年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2015年2月 当社取締役・営業本部長 2016年12月 当社取締役・営業本部長兼西日本営業部長 2017年12月 当社取締役・営業本部副本部長兼新規事業部長 2019年12月 当社取締役・海外事業部長 2021年11月 当社執行役員・海外事業部長 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 取締役 2023年8月 山本窯業化工株式会社 代表取締役（現任） 2023年12月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・海外事業部長（現任） 2024年2月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・海外事業部長 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役 山本窯業化工株式会社 代表取締役	9,799株
	【選任の理由】 上野泰志氏は、主に営業部門で豊富な経験を有し、営業全般に関する高い見識と実績を有しております。今後ベトナムでの事業活動の拡大と企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	なり た ゆたか 成 田 豊 (1982年1月28日生)	2007年7月 有限会社華越 入社 2010年6月 ブルーシー貿易株式会社 入社 2012年8月 リベラルファイン株式会社 入社 2017年3月 同社 代表取締役(現任) 2021年11月 当社取締役(現任) 2022年4月 アサヒニノス株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) アサヒニノス株式会社 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役	22,600株
【選任の理由】 成田豊氏は、貿易会社の経営者であり、東南アジア、中国、香港、台湾等のビジネスにおいて幅広い知識・経験を有していることから、当社の取扱商品の海外販路開拓等において、大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			
5	た なか たけ ゆき 田 中 威 之 (1980年8月6日生)	2004年4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社 2012年9月 有限会社さかの館(現：株式会社京織) 入社 2013年6月 株式会社快縁 代表取締役(現任) 2014年8月 アンジュ株式会社 専務取締役 2016年7月 株式会社京織 常務取締役 2021年11月 当社執行役員 2022年2月 当社取締役(現任) 2023年4月 株式会社京織 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役	100,000株
【選任の理由】 田中威之氏は、小売業および卸売業界における豊富な知識・経験を活かし、複数の企業における経営実績を有しております。また、建築業・不動産業界における知識・経験から、住宅関連の商品開発および販売に関するノウハウ等も有しております。同氏の経営実績やノウハウは、当社の今後の取り組みに対する大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6	き ひん こん 紀 斌 昆 (1964年8月15日生) (Ji BinKun)	1996年4月 株式会社ヨーク 輸入販売業務 責任者 1997年6月 住友商事株式会社 北京 輸出入業務 北京エリア代表 2005年5月 北京優信馳技術有限公司 執行役員 (現任) 2006年4月 北京新農基国際貿易有限公司 総経理 (現任) 2013年10月 保定市芯越新材料科技有限公司 監査 (現任) 2015年7月 天津緑菱芯越電子材料有限公司 顧問 2016年9月 北京環宇芯隆気体科技有限公司 顧問 2017年2月 浙江西亜特特種気体有限公司 ゼネラ ルマネージャー (現任) 2024年7月 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役 役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役	一株
	【選任の理由】 紀斌昆氏は、30年以上にわたり輸出入業務やサプライチェーン構築、技術サービスなど多岐にわたる分野で経験を積み、特に化学製品および特殊ガス産業で顕著な成果を上げてきました。また、国際ビジネスにおける深い知見と人脈を築いています。 多数の企業で経営に携わり、組織管理能力や戦略的思考力に優れており、当社の国際的な事業展開において重要な役割を果たすことを期待して、同氏を取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者(監査等委員である取締役を除く。)が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
みや さき ただ お 宮 崎 忠 雄 (1964年11月6日生)	1986年1月 行政書士試験 合格 1986年11月 社会保険労務士試験 合格 1987年8月 社会保険労務士登録・開業 1994年7月 行政書士登録・開業 2019年12月 海事代理士試験合格 2020年2月 海事代理士登録・開業 宮崎海事・行政・労務事務所 (現任)	一株

【選任理由及び期待される役割】

宮崎忠雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、行政書士や社会保険労務士として多くの企業に携わってきた豊富な経験や実績を有しており、職務を適切に追行できるものと判断しております。監査等委員である取締役に就任した場合、その経験等を活かして当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。

- (注) 1. 宮崎忠雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、宮崎忠雄氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 宮崎忠雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

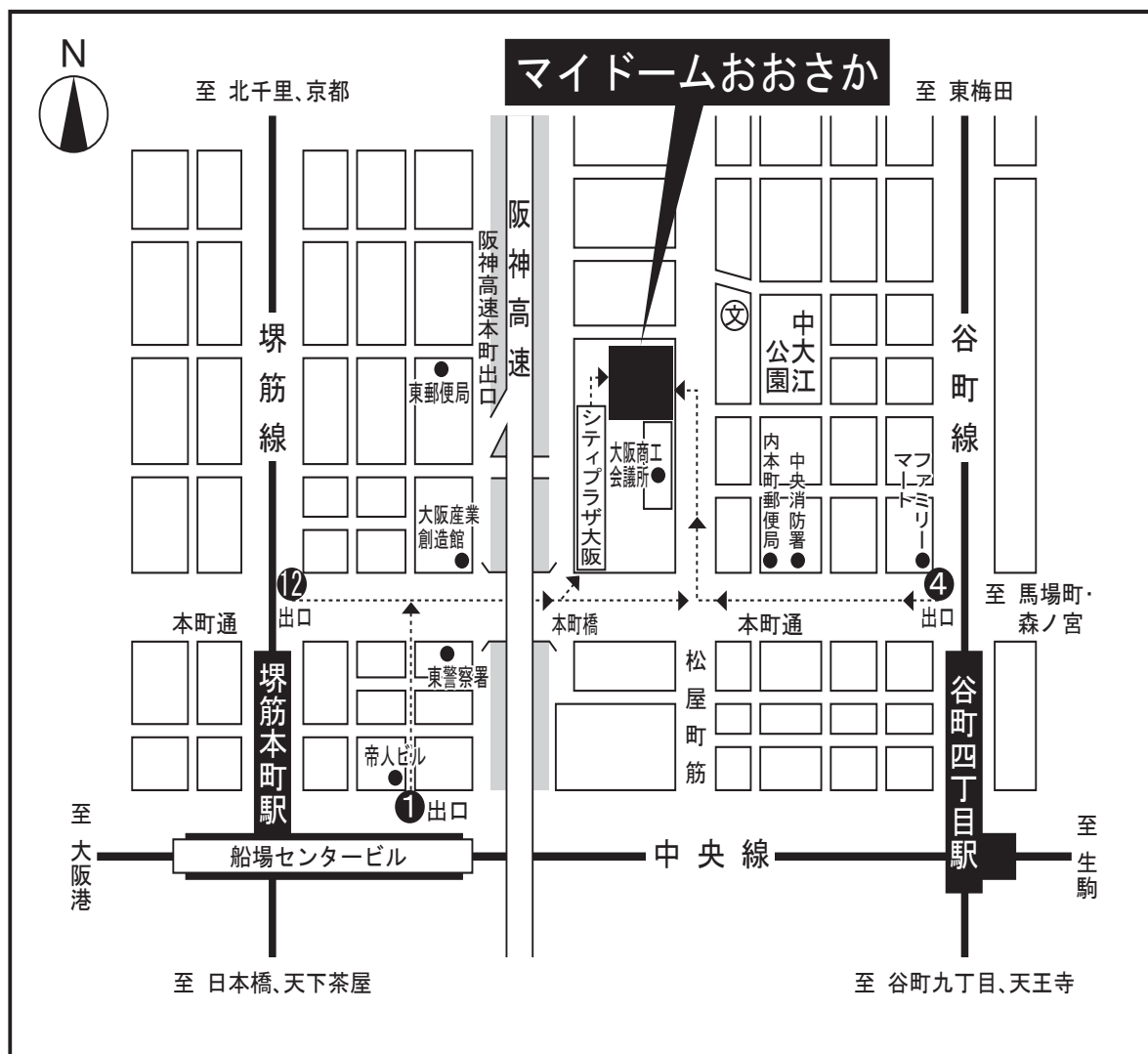
株主総会会場ご案内略図

ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

大阪市中心区本町橋 2 番 5 号

マイドームおおさか 8 階 第 3 会議室

TEL 06-6947-4321



交通のご案内

- ・地下鉄堀筋線、中央線「堀筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約 7 分
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約 7 分

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。